

大東市立子ども発達支援センター給食調理業務委託に係る 公募型プロポーザル方式における契約候補者決定基準

1. 評価基準

(1) 事業者の経営状況

- ① 過去3年間の決算状況は良好であるか。
- ② 本事業の実施に問題がない資産状況であるか。

(2) 給食調理業務の受託実績

- ① 児童福祉施設、幼稚園又は小学校における1回100食以上の受託実績は十分であるか。
- ② 特別形態食やアレルギー対応食等の調理提供実績が豊富であるか。
- ③ 給食事業でPRできることや独自の取り組みなどがあるか。

(3) 調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務に係る経験年数

- ① 調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務の経験年数や児童福祉施設、幼稚園又は小学校における経験年数は豊かであるか。また、本業務を遂行するにあたり必要な大量調理業務の経験を有しているか。

(4) 給食に対する考え方

- ① 大東市立子ども発達支援センターにおける給食の意義や特色について、事業者としての理念をもっているか。
- ② 特別形態食、離乳食、アレルギー食などの対応について、職員との連携のもと実施することが可能であるか。
- ③ 栄養管理だけでなく、療育及び食育の観点を十分に持っているか。
- ④ 必要に応じ、発注者との打ち合わせに応じ、連携体制を構築できるか。
- ⑤ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等により、給食における食物アレルギーへの対応について十分な知識をもって対応できるか。
- ⑥ 「授乳・離乳の支援ガイド」等により、離乳食に関する基礎的な知識をもって対応できるか。
- ⑦ 障害者問題をはじめ、あらゆる人権の視点に立った取り組みを行っているか。

(5) 食育に対する考え方

- ① 大東市立子ども発達支援センターが実施する食育活動への取り組みについて、積極的な協力が可能であるか。
- ② 職員や児童、保護者とかかわりながら食育を推進していくことに意欲的であるか。
- ③ 食育の取り組みについて、独自の提案があるか。

(6) 調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）の給食調理業務に係る経験年数及び資格の有無

- ① 調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）の給食調理業務の経験年数や児童福祉施設、幼稚園又は小学校における経験年数は豊かであるか。また、本業務を遂行するにあたり必要な大量調理業務の経験を有しているか。
- ② 調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）は、管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有している者であるか。

(7) 業務実施体制

- ① 当日調理を原則に、適温適時に発注者が提示する献立に基づき、対象者に給食を提供できる体制を整えているか。
- ② 仕様書に記載する食事等の時間（以下「目安時間」という。）に沿った給食の提供等が可能な人員を配置しているか。
- ③ 児童の喫食状況の確認を行うことができる体制を整えているか。
- ④ 事前の発注者との打ち合わせにより必要と認められた場合には、こだわりに配慮した対応を行うことができるか。
- ⑤ 大東市立子ども発達支援センターの行事や療育スケジュール等の都合により、食事時間や返却時間が目安時間と前後する場合において、臨機応変な対応が可能か。

(8) 衛生管理に対する考え方

- ① 給食施設の衛生管理及び給食材料の衛生的な取扱いについて、適切に実施できるか。
- ② これまでの実績の中で「大量調理施設衛生管理マニュアル」等、衛生管理マニュアルに基づき衛生管理を実施していることを具体的に述べているか。
- ③ 衛生管理について法人としての考え方を持っているか。
- ④ 調理業務従事者に対する衛生教育などに、どのように取り組んでいるか。

(9) 事故防止に対する考え方

- ① 事故を防止するための対策を取っているか。
- ② 異物混入等、受託者に起因する事故等が発生した場合、迅速に発注者に報告するとともに、的確な対応ができるか。
- ③ 事故等の原因を分析し、再発防止等改善に取り組む姿勢があるか。

(10) 調理業務従事者の健康管理・教育に対する考え方

- ① 調理業務従事者の検便及び健康診断の実施体制が確立されているか。
- ② 調理業務従事者の健康管理体制が確立されているか。
- ③ これまでの実績の中で、調理業務従事者に対し、栄養や調理に関する研修のみならず、安全衛生やその他業務に必要な内容について教育及び研修を行っているか。
- ④ 本業務を受託した場合に、調理業務従事者に対するどのような教育及び研修を検討しているか。
- ⑤ 調理業務従事者の資質向上に関して独自に取り組んでいるか。

(11) 非常時の対応方法

- ① 食中毒発生時、自然災害時等の対応方法について、具体的に述べているか。
- ② 非常時における事業者としてのバックアップ体制はとれているか。
- ③ 業務を遂行できなくなった場合、代替事業者を確保し、委託業務を継続できることとしているか。

(12) 業務の引継ぎに関する考え方

- ① 契約開始時より適切に本業務を実施するために必要となる業務の引継ぎを行う体制を整えているか。

(13) 提案内容の全体的な評価（二次審査のみ）

- ① 本業務に対する熱意・思いなどはあるか。
- ② 分かりやすい説明であったか。
- ③ 質疑応答において、明解かつ迅速に対応していたか。
- ④ 冷静に議論ができ、意思疎通が容易かどうか。

2. 配点

選定審査での配点は、次のとおりとする。

(1) 価格以外の評価点（以下「企画・財務点」という。）

各審査委員は、評価基準に沿って評価し、次の基準に基づき採点する。

各審査委員の合計点を審査委員数で割った点数（小数点第1位で四捨五入する）を事業者の企画・財務点とする。

① 評価内容(7)について

- 優秀である・・・ 15点
- 良好である・・・ 10点
- 平均的である・・・ 7点
- やや物足りない・・・ 3点
- 物足りない・・・ 1点

② 評価内容(3)、(4)、(8)、(9)、(10)、(13)について

- 優秀である・・・ 10点
- 良好である・・・ 7点
- 平均的である・・・ 5点
- やや物足りない・・・ 3点
- 物足りない・・・ 1点

③ 評価内容(1)、(2)、(5)、(6)、(11)、(12)について

- 優秀である・・・ 5点
- 平均的である・・・ 3点
- 物足りない・・・ 1点

(2) 価格点

見積書による評価（見積提案額が委託金額の上限の範囲内であることを要す。）

見積提案額が提案上限金額の

90%以内・・・10点

91～95%・・・7点

96～100%・・・5点

(3) 評価の方法

企画・財務点点と価格点を合計した点数（以下「評価点」という。）をもって評価を行う。

$$\boxed{\text{評価点} = \text{企画} \cdot \text{財務点} + \text{価格点}}$$

(4) 失格事項

一次審査又は二次審査における各審査委員の個別の採点による得点が、企画・財務点に係る配点合計の6割未満であった場合は、失格とする。

3. 委託事業者の候補者の決定方法等

(1) 委託事業者の候補者の決定

① 二次審査における評価点が最も高い事業者を委託事業者の候補者とする。

(2) 選定結果の公表

① 委託事業者の契約候補者を決定した後直ちに、本業務に係る公募型プロポーザルに関する選定結果の公表を行う。